

京都府における特定高性能農業機械の導入に関する計画

本府農業の生産性の向上と生産コストの縮減を図るとともに、農業生産力の増進と農業経営の改善に資するため、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3第2項に規定されている事項を明らかにして、概ね今後5年間における特定高性能農業機械の導入計画を定めるものとする。

第1 特定高性能農業機械の導入に関する目標

1 特定高性能農業機械の導入に関する目標

特定高性能農業機械の導入に当たっては、導入する者の農業経営や地域の農業構造等の実情に応じた導入を行うことによる計画的な導入を促進するとともに、農業機械の集団的利用や農地の集積を推進することによるその性能に応じた利用規模の確保を通じて効率的利用を図ることにより、生産性を向上させるとともに生産コストの縮減を図り、農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与する。

2 特定高性能農業機械の利用規模の下限

以下に示す特定高性能農業機械の利用規模の下限面積は、いずれも想定される農作業を行う場合の作業能率及び経済性を基準として算出した面積である。

(1) トラクター

類別	トラクターの大きさ	利用規模の下限 (ha)	
		田	畑
I	30PS級 (25～34PS)	5.5	7.0
II	40PS級及び50PS級 (35～54PS)	7.5	9.0
III	60PS級、70PS級及び80PS級 (55～84PS)	9.5	11.5
IV	90PS級以上 (85PS～)	—	14.5

(注)

a 一年二作に利用する場合の利用規模の下限は、それぞれの作目についての作業面積の和とする。

b 2以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合

計したものが少なくとも1以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を推進するため、できる限り多くの作業面積を確保すること。

- c 次の場合には、類別の大きいトラクターの導入について検討すること。
 - (a) 特に高い動力を要する作業又は重粘な土壌のほ場における利用
 - (b) 8度以上の傾斜地における利用
 - (c) 気象条件及び複合的作付条件等による作業期間の短い場合における利用
- d 樹園地及び牧草地についても、作業能率と経済性を考慮して導入すること。

(2) 乗用型田植機

類別	田植機の大きさ	利用規模の下限 (ha)	
			側条施肥機能付
I	植付条数 4～5条	3.0	5.0
II	植付条数 6条	6.5	7.5
III	植付条数 8条	9.5	11.3
IV	植付条数 10条	11.0	—

(3) 水田用乗用型多目的作業機 (ha)

植付条数 6条以上 薬液吐出し量 3ℓ/分以上 有効散布幅 5m以上	7.5
--	-----

(4) 防除用動力散布機

(ア) 動力噴霧機 (走行搭載式)

類別	動力噴霧機の大きさ	利用規模の下限(ha)	備考
I	薬液吐出し量 30ℓ/分以上55ℓ/分未満 有効散布幅 15m級未満	5.0	主な利用ノズル ブームノズル又は 到達距離の短い畦 畔散布ノズル
II	薬液吐出し量 55ℓ/分以上100ℓ/分未満	6.5	

	有効散布幅 15m級以上		
Ⅲ	薬液吐出し量 100ℓ/分以上200ℓ/分未満 有効散布幅 15m級以上	7.5	ブームノズル又は 畦畔散布ノズル
Ⅳ	薬液吐出し量 200ℓ/分以上 有効散布幅 15m級以上	11.0	ブームノズル

(イ) スピードスプレーヤー

(ha)

類別	スピードスプレーヤーの大きさ	利用規模の下限
Ⅰ	薬液吐出し量 20ℓ/分以上50ℓ/分未満	4.0
Ⅱ	薬液吐出し量 50ℓ/分以上70ℓ/分未満 風量 500m ³ /分級以上	5.5
Ⅲ	薬液吐出し量 70ℓ/分以上100ℓ/分未満 風量 800m ³ /分級以上	7.0
Ⅳ	薬液吐出し量 100ℓ/分以上 風量 800m ³ /分級以上	10.0

(注)

薬液吐出し量が類別のⅡ、Ⅲ又はⅣに該当するものであっても、風量が500m³/分級未満のものについては類別のⅠに、薬液吐出し量が類別のⅢ又はⅣに該当するものであっても、風量が500m³/分級以上800m³/分級未満のものについては類別のⅡに該当するものとする。

(5) コンバイン

類別	形式	コンバインの大きさ	利用規模の下限 (ha)			
			水稻	麦	大豆	そば
Ⅰ		刃幅 0.8 m以上 1.2 m未満	5.0	7.0	—	—
Ⅱ	自脱型	刃幅 1.2 m以上 1.6 m未満	8.0	12.5	—	—

Ⅲ		刃幅 1.6 m以上	11.5	19.5	—	—
Ⅳ	普通型	刃幅 0.8 m以上 2.5 m未満	9.0	14.5	4.5	6.0
Ⅴ		刃幅 2.5m以上	16.5	27.0	13.5	13.5

(注)

- a 大豆及びそばのⅣ型は、大豆・そば専用機の導入を想定。
- b 大豆及びそばについて汎用機を導入する場合は、他作物での使用による償却、専用部品費及び本機修理費を考慮し、必要に応じ別途下限面積を設定する。
- c 2以上の作目に利用する場合は、それぞれの作目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが少なくとも1以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を推進するため、できる限り多くの作業面積を確保すること。
- d 刃幅とは最外端フィンガーの間隔をいう。ただし、回転刃式にあつては刈刃の最外側間の距離をいう。

(6) ハーベスター

(ア) ビーンハーベスター

類別	ビーンハーベスターの大きさ	利用規模の下限 (ha)
I	刈取条数 1条	2.5
II	刈取条数 2条	7.0

(7) いも類用乗用収穫機

(ha)

タンク容量 600kg以上 (乗用・自走式)	6.5
---------------------------	-----

第2 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から26年度までの5年間とする。

ただし、新たな計画が公表されるまでの期間にあってはこの計画によるものとする。

第3 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

特定高性能農業機械の導入を効果的に行うため、その導入は、その種類ごとに「導入する者の備えるべき条件」及び「その他の必要条件」を備えるか、または備える見込みがあるときに行うものとする。

1 導入する者の備えるべき条件

(1) 利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること

購入又はリースにより導入する場合は、第1の2に示す特定高性能農業機械の種類ごとの大きさにそれぞれ対応した利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること。

また、レンタルにより導入する場合は、作業面積等が、特定高性能農業機械の種類別の大きさに応じて次により算出した1日当たり作業可能面積等以上であること。

$$1日当たり作業可能面積等 = \frac{1日の作業時間 \times 実作業率}{作業能率}$$

(注)

a 実作業率は、1日の作業時間のうちほ場内作業時間の割合である。

b 作業能率は、1ha当たりの必要作業時間である。

(2) 特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいること

特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者は、農業機械士とする。

(3) 経営改善の達成が見込まれること

主として農業に従事している者がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること。

- ア 主として農業に従事している者は、16歳以上の農家世帯員のうち、①農業のみに従事している者及び②農業以外の仕事に従事していても、年間労働従事日数の過半を農業に従事している者とする。
- イ 労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善を達成する見込みについては、特定高性能農業機械を導入しようとする農業者が別紙1の「経営改善目標の作成について」に基づいて作成した経営改善目標が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する府が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び同法第6条に規定する市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想等に即し、適切であると認められることが必要である。

なお、補助事業等により特定高性能農業機械を導入する場合は、当該事業の事業計画の作成によって経営改善の達成が見込まれるものとする。

別紙 1

経営改善目標の作成について

特定高性能農業機械を導入しようとする者は、次の様式に従い、経営改善目標を作成する。

	営農類型	経営規模 (ha)	労働力 (人)	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	10アール当たり生産性				機械装備	
						農業所得 (円)	費用合計 (円)	うち 農機具費 (円)	うち 労働費 (円)		投下労働 時間 (hr)
現況 (年)											
目標 (年)											

記載上の留意事項

- 1 目標は原則として5年後を想定して策定する。
- 2 経営規模は、自作地、借地、受託等に区分して記入する。
- 3 労働力は、自家労働力及び雇用労働力に区分して記入する。
- 4 作付面積は、作物別に記入する。
- 5 機械装備は、機械の機種ごとに、性能、台数、導入方法、導入形態(個人利用・共同利用)、新規導入又は既導入の区分を記入する。

注1) 本様式は、農業者が特定高性能農業機械を導入して租税特別措置法の特例を受ける場合を使用する。

注2) 農業者が制度資金を利用して特定高性能農業機械を導入する場合は、制度資金の要綱等による事業計画の作成により経営改善計画の達成を見込むものとする。

注3) 農家集団及び農業サービス事業者は、補助事業又は制度資金の要綱等による事業計画の作成により経営改善計画の達成を見込むものとする。

2 その他の必要条件

(1) ほ場条件

(ha)

地目	地域	ほ場条件整備の基準	平成21年度に左の基準を備えている面積	左の基準に基づく整備予定面積					平成26年度に左の基準を備えている面積
				22年	23年	24年	25年	26年	
田	府内 全域	<p>ア 土壌の硬さ等の条件がトラクター・コンバインの走行及び作業に支障がないこと</p> <p>イ 区画はほ場作業効率が高いよう原則として長方形で長辺100mで面積30a程度以上に整備されていること</p> <p>ウ 実作業率を高めるよう可能な限り集団化され、その大きさは少なくともトラクターの1日の作業負担面積に等しいこと</p> <p>エ 農道、橋及び水路がトラクター単体だけでなく大型機械の走行に支障がないよう整備されていること</p> <p>オ 農道から水田への出入りが容易にできるようにほ場進入路が設けられていること</p>	14,214	110	110	110	110	110	14,764
畑	府内 全域	<p>ア 区画の形状は原則として長方形で大区画に整理されていること。なお、傾斜地では作業区画が等高線に沿っていること</p> <p>イ 農道や橋はトラクター単体だけでなく、作業機やトレーラーを装着又はけん引した場合にも、支障なく走行できるように整備されていること</p> <p>ウ ほ場の傾斜は等高線沿いの作業の場合は8度程度以下、最大傾斜方向の作業の場合は10度程度以下であること</p> <p>エ ほ場は作業精度を低下させないためできる限り均平にするとともに礫、根、株及び雑かん木類が除去されてい</p>	709						709

		ること						
樹 園 地	府内 全域	<p>ア 防除作業等、効果的にできるよう留意されていること</p> <p>イ 農道や橋が整備されていること</p> <p>ウ おおむね20度以下の傾斜であること</p> <p>エ 作業の障害となる礫、根株及び雑かん木類が除去されていること</p>	1,000					1,000
草 地	府内 全域	<p>ア 草地は傾斜地を伴う場合が多いので、区画の形状ができる限り等高線に沿って長く設定されていること。しかも、ほ場の大きさができる限り大区画に整備されていること。</p> <p>イ 草地への農道や橋は、トラクター単体だけでなく、作業機やトレーラーを装着又はけん引した場合にも進入できるように整備されていること</p> <p>ウ 傾斜はできる限り8度以下であること。急傾斜の場合は傾斜面の上下端に枕地として幅5～6m以上の平坦面が設けられていること</p> <p>エ 湿地原野等を改良して、造成した草地では排水工事ができていること</p> <p>オ 根株、雑かん木・石礫などの障害物がなく、整地と鎮圧が十分であること</p>	50					50

(2) 栽培管理条件

地 目	作目	栽培管理条件整備の基準
田	水稻 ・ 麦 ・ 大豆 ・ 飼料 作物 等	ア トラクター・田植機・防除機・コンバイン等の年間稼働時間を増大させるとともに、作業効率を高めるため、集団的な栽培の体制が整っていること イ 団地又は集団内が区分されている場合には、1 耕区が同一水系に属するか、又は、同一の水利慣行が行われていることが望ましい ウ 作物の種類及び品種・作付体系・作期・肥培管理等が計画的に行われていること エ 同一品種のものが1 日の収穫面積程度に集団的に栽培され、耐倒伏性が強く脱粒性が極端に難易でなく、立毛中に胴割れの発生が少なく、登熟が整一で穂揃いの良い品種を選び栽培法に留意すること オ 病害虫の防除時期が著しく異ならないよう大区画ごとに作期がそろえられていること カ 水稻以外の作目生産の場合は、本暗渠と弾丸暗渠の施工により排水対策の徹底を図る。また、ほ場内に排水溝（明渠）を額縁状及び5～6 m間隔でほ場内に施工するとともに、ほ場外への排水口を数か所設置し、ほ場から排水路への排水を容易にする
畑	麦 ・ 大豆 ・ 野菜 ・ 飼料 作物 等	ア 作物の種類及び品種・作付体系・作期・肥培管理等が計画的に行われていること イ 大区画ごとに作物の種類と耕種法がそろえられていることが望ましい ウ 管理作業ができるよう条間が斉一であること エ 作業効率を高めるため集団的な栽培の体制が整っていること オ 同一品種のものが1 日の収穫面積程度に集団的に栽培されていることが望ましい
果 樹 園	みかん ・ ぶどう ・ 梨 等	ア 規則正しく栽植され、樹形が統一されていること イ 樹列間隔は機械幅以上の空間を有すること ウ 棚仕立ての園では棚の高さ・支柱・架線が作業上支障とならないこと エ 樹園地用の多目的作業機を利用する場合は、通路が各列に設けられ、枝と枝の間隔が80 cm以上確保されていること。また、樹高が3 m程度であること
草	飼料	ア 牧草のは種時期や更新時における砕土・整地等が十分に行われ、ほ場の均平化が図られているとともに、トラクターの車輪跡が残らない程度に鎮圧されていること イ 収穫時期が競合しないよう草種・品種を選定し、収穫時期が長期となるような作付計画がたてられていること

地	作物	ウ 土砂混入や損失を防止するため品種・栽植密度・刈取期間等の耕種法が改良されていること。 エ 耐倒伏性の強い品種が選定されていること。 オ 培土はできるだけ避け、平畦栽培とすること。
茶園	茶	ア 規則正しく栽植され、樹形がおおむね統一されていること イ 樹齢・樹勢等も統一されているとともに、その畦間は機体幅以上の空間を有すること ウ 棚仕立ての園では棚の高さ・支柱・架線が作業上支障とならないこと

(3) 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設条件整備基準
格納施設	格納庫の床面積はトラクター等と作業機及び装飾品の床占有面積にトラクター等と作業機及び装飾品の交換・脱着作業に必要な面積、日常点検に必要な面積並びに床面積の形状と出入り口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、過大な規模にならないこと。
整備施設 洗車施設	トラクター・作業機等の日常整備に必要な部品及び工具等が準備されているとともに、工具置場・洗車施設及び作業機の装着のための施設が整備されていることが望ましい。 また、作業ほ場への距離が長い場合は機械の運搬車が準備されていることが望ましい。
防除関係施設	農薬及び農薬調合用資材の倉庫・農薬計量器並びに資材運搬車等が準備されているとともに保護マスク・保護衣等の適正な保護具さらにシャワー室が整備されていること。 動力噴霧器又はスピードスプレーを使用する場合は、そのタンク容量、薬液吐き出し量等に見合った給水能力を有し、かつ作業に便利な位置にある農薬給水槽及び給水施設が準備されていること。
育苗施設	移植時期及び田植機の植付能率に適応する苗の必要量が円滑に供給される育苗施設又は苗床が設置されていること。育苗施設又は苗代の共同利用においては、育苗施設の管理や育苗技術に精通した管理責任者により周到な利用計画と育苗管理が行われるよう留意されていること。
乾燥施設	収穫物を速やかに乾燥施設まで運搬できるよう運搬車又は運搬用具がコンバインの使用に併せて準備されていること。また、コンバインの収穫量に見合った適正な規模の乾燥施設が設置されていること。

	と。
牧草運搬車	収穫作業を円滑に実施できるようハーベスターの能力に合わせて運搬車が準備され、貯蔵施設側に荷受体制が整備されていること。

第4 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

農業機械作業従事者に対し、地域に新たに導入される機械等の操作、整備に関する技能を習得させることにより、その効率的な利用が図れるよう、次の事項を推進するものとする。

1 農業機械作業従事者研修の実施

農業情勢の変化、農業機械化の進展等に即し、農業者に対する新技術の習得、技能の向上等の適切な研修を計画的に実施するとともに、研修の内容によっては、民間企業、農業団体等の研修機関施設との連携・分担に努めるものとする。

研修の種類	平成21年度までの研修修了者数	研修計画 (上段：年度、下段：人)					平成26年度までの研修修了者数
		22	23	24	25	26	
農業機械士養成研修	1,712	40	40	40	40	40	1,912

2 農業機械士の認定計画

農業機械士の区分	平成21年度までの認定者数	認定計画 (上段：年度、下段：人)					平成26年度までの認定者数
		22	23	24	25	26	
農業機械士	1,712	40	40	40	40	40	1,912

3 農業機械士の養成・配置に関する方針

- (1) 特定高性能農業機械の効率的かつ安全な利用を推進するため、生産集団管理者及び機械作業従事者並びに中核的農業者、農業指導者等を対象に農業機械に関する研修を行い、知識・技術を取得させ、併せて農業機械利用技能検定を実施して農業機械士の養成に努める。

- (2) 市町村長は、特定高性能農業機械等の効率的かつ安全な利用を推進するため、農業機械士の育成に努めるとともに、各種事業等で特定高性能農業機械等を導入する場合には、その管理主体及び機械作業従事者に農業機械士を配置し、当該機械の安全利用体制の整備を図るものとする。
- (3) 補助事業で本導入計画にある農業機械を導入する場合には、その管理主体に及び機械作業従事者に農業機械士等の高度な機械利用技能を有する者及び府が定める研修を修了した者が配置されていることを事業採択の附帯要件とするが、速やかに育成し、配置される場合には、附帯要件として考慮する。
- また、制度資金貸付けの場合は、その導入機械が特定高性能機械でかつ貸付農家等が作業受委託等により実質的に規模拡大を実施している場合に技能認定研修の受講を指導するものとする。
- (4) 既に特定高性能農業機械を導入している管理主体については、農業機械士を速やかに育成し、配置するものとする。
- (5) 農業機械銀行方式を実施する市町村は農業機械士を育成し、農作業安全指導員等に活用する等事業の円滑な推進を図るものとする。

4 京都府、市町村等における指導体制の整備（「図 指導体制」参照）

(1) 府

ア 農業機械の適正な導入とその効率利用を推進するため、府は、農業機械関連の補助事業及び制度金融を担当する関係各課、関係試験研究機関及び府農業大学校等と密接な連携をとりながら、本計画に基づく効率利用の推進を図る。

なお、その推進に当たっては、京都府農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会京都府本部、京都府農業機械商業協同組合等関係団体の協力を得て行うものとする。

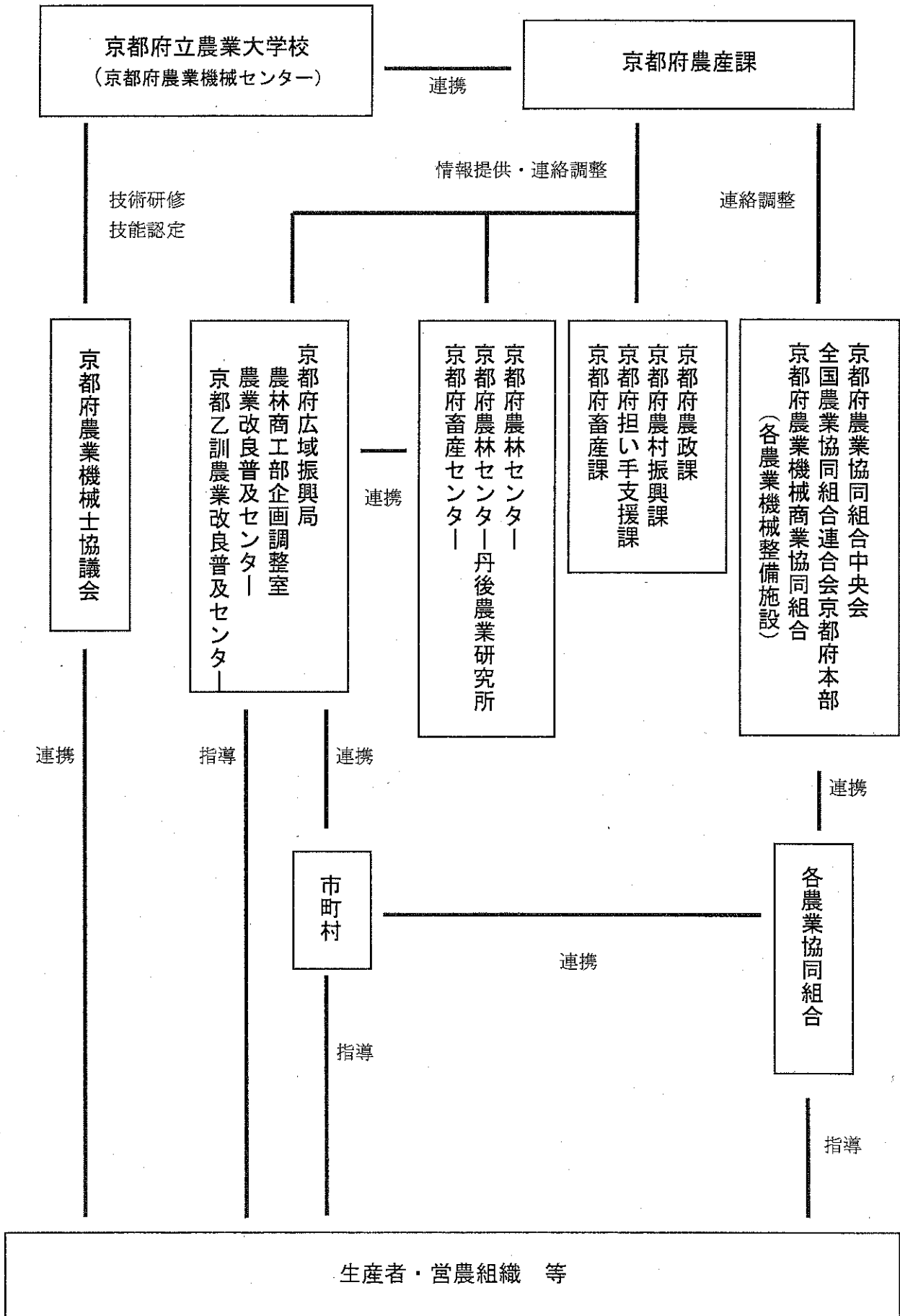
イ 地域段階における指導は、府広域振興局（農林商工部企画調整室、農業改良普及センター）が、市町村及び農業協同組合等の協力を得て、生産者及び営農組織等に対する指導を行うものとする。

(2) 市町村

ア 各市町村における農業機械の適正な導入とその効率利用を促進するため、府広域振興局（農林商工部企画調整室、農業改良普及センター）と密接な連携をとりながら本計画に基づき生産者及び営農組織等に対する指導を行うとともに、農業機械士の育成確保と適正配置並びにその組織強化を図る。

イ 指導推進に当たっては、関係農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等の協力を得て行うものとする。

図 指導体制



第5 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

農作業事故を防止するため、農業機械の使用に関する安全性の確保を徹底することとし、次の事項を推進するものとする。

1 型式検査合格又は安全鑑定基準に適合した機械の導入

農業機械に起因する事故の防止を図るためには、農業機械の型式検査に合格するか安全鑑定基準に適合した安全性の高い機械の導入を指導するとともに、特に乗用型トラクターの転倒・転落による事故を防止するため、型式検査に合格した安全キャブ又は安全フレームの装着の促進を図るものとする。

2 地域の実情に応じた農作業安全基準の策定及び周知徹底

農業機械の安全な利用による事故防止を図るため、農業者が農作業事故防止のため守るべき事項について、地域の実態、農作業事故の発生状況等に即した農作業安全基準を策定し、その周知徹底を図るものとする。

3 農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善

農道、ほ場等の農作業環境の未整備に起因する事故の防止を図るため、農道、ほ場等の危険箇所の点検、整備に努めるとともに、道路上での事故防止に有効な農業機械用の反射マーク、危険回避予告版等の危険回避資機材の活用を指導するものとする。

4 研修・講習の実施等農業者等に対する安全意識の啓発指導

農業機械の利用者の不注意、利用技術の未修得等に起因する事故の防止を図るため、機械の安全利用技術研修の実施、農作業安全基準を徹底するための講習会の開催等、農業者に対する安全意識の啓発指導に努めるものとする。

5 農業機械作業事故防止及び労災加入促進のための指導体制の整備

農作業事故の原因究明のための実態調査と調査体制の充実並びに春秋の農繁期における農作業安全運動期間の設定と期間中の重点啓発活動の推進を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な安全対策を推進する。

また、農業団体の指導と併せ、農作業事故に関する補償制度の周知に努め、労災加入の促進を図る。

第6 その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

1 効率的利用を推進するための方策

農業者が、その農業経営の改善のため、適切な導入方法により農業機械を導入するとともに、導入後のアフターケアを受けられるよう、次の事項を推進する。

- (1) 農業者の農機具費の節減、機械の効率的な利用等に資するため、機械の購入、リース方式又はレンタル方式による借入れ等の多様な導入方式に関する情報提供に努める。
- (2) 機械の長期利用によるコストの低減及び資源の有効利用の観点から中古農業機械の活用を図ることが重要であるが、農業者等の適切な機械の導入に資するため、農業機械の修理・整備業者を対象として、整備する者の養成及び整備・評価技能の向上を目的とした研修を実施する。
- (3) 農業機械の長期利用による機械費の節減を図るため、修理・整備施設の充実整備を進めて点検整備能力の向上と合わせて安全化を目指すとともに、長期にわたる補修部品の安定供給を進める。

2 修理整備施設の整備

(1) 整備施設の設置

現在、本府における農業機械整備施設については、京都府農業機械整備施設認定事業実施要領（平成11年2月4日付け1農産第96号農林水産部長通知）に基づき、26施設（小型7、中型16、大型3施設）を認定している。

また、その他施設についても、農業機械の適正な整備による効率利用と農作業安全を一層推進するため、今後も引き続き、必要に応じて整備施設の認定を行う。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

農業機械の長期利用による農業生産コストの低減及び資源の有効利用の観点から中古農業機械の活用を図り、農業者等の適切な農業機械の導入に資するため、農業機械の修理・整備業者を対象に、中古農業機械の整備・評価研修を実施する。

また、農業機械の使用年数の長期化及び農業機械の高性能化・大型化に対応した修理施設の整備について、事業者への指導に努める。

3 組織的利用に関する事項

地域名	区分 主な組織的 利用形態	組織的利用条件 整備の基準	平成21 年度に 左の基 準を備 えている組織 数	左の基準に基づく 整備予定組織数					平成26 年度に 左の基 準を備 える組 織数
				22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
府 内 全 域	集落等受 託組織等 による作 業受託方 式 注1	○受委託に係る規約 ・業務規定が定め られていること ○標準作業料金が決 められていること ○受託者が確保され、 受託者の効率的な 作業へ支援体制が とれること	123	10	10	10	10	10	173
	農業機械 銀行方式 等による 組織的受 託利用 注2	○受委託の仲介あっ せんに係る規約・ 業務規定等が整備 されていること ○業務を推進する管 理者を設置するこ と ○標準作業料金が決 められていること ○受託者が確保され 技術向上が図られ ること	11	1	0	1	0	1	14
	広域的な (集落範 囲を超え る)受託 サービス 事業体 による作 業受託方 式 注3	○作付けと技術協定 ができること ○土地利用の集団化 ができること ○機械利用計画の調 整ができること ○オペレーターが確 保されていること	64	5	5	5	5	5	89

(注)

- 1 2005年農業センサス結果のうち、「集落営農の活動内容で農業機械を共同所有しオペレーター組織等が操作」に該当する集落数
- 2 前回計画数値（平成21年度組織数11）から推定
- 3 各種事業で設立した受託組織数

4 特定高性能農業機械以外の利用規模の目安

機種	能力	面積の下限 (ha)	備考
トラクター	20PS以上25PS未満	3.5	
駆動型ディスク (トラクターを 含まない導入)	円盤数4枚 (作業幅 140cm)	2.5	
	円盤数6枚 (作業幅 190cm)	3.0	
オーガー トレンチャー (明渠用)	直装18PS以上 (単体導入)	5.0	
	// (トラクターを含む導入)	20.0	
打込み式 直播機	6条播き以上 (単体導入)	8.0	
	// (トラクタ、ハローとセット導入)	12.0	
動力噴霧機 (可搬式)	吐出し量30リットル/分以上55リットル/分未満	3.0	
	// 55リットル/分以上	4.0	
動力散粉機 (走行とう載式)	吐出し量5kg/分以上8kg/分未満	5.0	
乗用管理機 (刈除用)	15PS以上、タンク400リットル以上	5.5	
コンバイン(自脱型)	刃幅0.8m未満	2.5	
(普通型・小豆)	刃幅0.8m以上2.5m未満	4.5	
	刃幅2.5m以上	13.5	
茶摘採機	乗用式	2.0	
乾燥機 (循環型) (目安：生籾100kg =1石)	1.0トン未満	1.0	
	1.0トン以上1.5トン未満	1.5	
	1.5トン以上2.0トン未満	2.0	
	2.0トン以上2.5トン未満	3.0	
	2.5トン以上3.0トン未満	4.0	
	3.0トン以上	6.0	
豆類用乾燥機 (除湿型)	最大処理量 3000kg未満/回	2.5	
	// 3000kg以上4500kg未満/回	3.0	

	〃 . 4500kg以上/回	4.0	
籾すり機	ロール幅2.5インチ	1.5	
	〃 3.0インチ	2.5	
	〃 4.0インチ	4.0	
	〃 5.0インチ	6.0	
	〃 6.0インチ	15.0	
脱粒機 (豆類用 スレッシャー)	300kg/時未満	1.0	
	300kg/時以上500kg/時未満	2.0	
	500kg/時以上	2.5	
豆類用選別機	300kg/時未満	3.0	
	300kg/時以上500kg/時未満	3.5	
	500kg/時以上	4.0	

附 地域農業の動向

1 耕地面積

地域	田			畑			計		
	平成14年 (2002年)	平成20年 (2008年)	計	普通畑	樹園地	牧草地	平成14年 (2002年)	平成20年 (2008年)	計
京都山城	6,471	6,612	3,180	936	2,238	0	9,648	9,792	9,792
南丹	7,704	6,780	581	400	217	7	8,319	7,361	7,361
中丹	6,549	6,290	1,708	1,235	461	24	8,268	7,998	7,998
丹後	5,861	5,719	1,522	1,228	255	39	7,375	7,204	7,204
府計	26,585	25,401	7,040	3,799	3,171	70	33,610	32,355	32,355

2 農作物作付面積

地域	稲			麦類			かんしょ			雑穀			豆類		
	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	
京都山城	4,013	4,261	16	8	82	2	81	81	81	81	81	81	81	81	
南丹	4,706	4,194	281	167	45	38	486	486	486	486	486	486	486	486	
中丹	3,959	3,904	178	80	61	23	476	476	476	476	476	476	476	476	
丹後	3,818	3,743	20	0	86	92	412	412	412	412	412	412	412	412	
府計	16,496	16,102	495	255	274	155	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,210	

地域	野菜類			果樹			茶(工芸作物)			飼料作物			作付延面積(計)		
	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	
京都山城	2,878	...	256	...	1,424	...	61	...	8,813	8,813	8,813	8,813	8,813		
南丹	543	...	271	...	33	...	294	...	6,697	6,697	6,697	6,697	6,697		
中丹	759	...	501	...	123	...	470	...	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550		
丹後	885	...	296	...	98	...	332	...	6,039	6,039	6,039	6,039	6,039		
府計	5,065	4,830	1,324	1,260	1,678	1,640	1,157	539	28,099	26,204	26,204	26,204	26,204		

出典:京都農林水産統計年報

3 農家戸数及び農家人口

単位:戸

地域	農家戸数									
	平成12年(2000年)					平成17年(2005年)				
	総農家数	主業農家	準主業農家	副業農家	副業の農家	総農家数	主業農家	準主業農家	副業農家	副業の農家
京都山城	12,535	1,933	2,327	4,263	12,672	1,852	1,552	4,337		
南丹	6,961	315	1,020	3,677	8,868	526	1,399	4,555		
中丹	15,555	708	2,301	7,391	11,004	396	1,089	4,693		
丹後	6,890	509	1,091	3,090	6,378	520	780	2,707		
府計	41,941	3,465	6,739	18,421	38,922	3,294	4,820	16,292		

単位:人

地域	農家人口											
	平成12年(2000年)					平成17年(2005年)						
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
京都山城	57,438	27,819	29,619	34,451	16,825	17,626	16,507	7,299	9,208	14,869	6,900	7,969
南丹	28,011	13,399	14,612	26,400	12,765	13,635	6,937	2,815	4,122	9,390	4,059	5,331
中丹	59,981	28,901	31,080	22,296	10,974	11,322	15,230	6,368	8,862	9,210	4,248	4,962
丹後	28,774	14,198	14,576	16,506	8,193	8,313	6,682	3,176	3,506	5,937	2,952	2,985
府計	174,204	84,317	89,887	99,653	48,757	50,896	45,356	19,658	25,698	39,406	18,159	21,247

単位:人

地域	農家専従者											
	基幹的農家従事者					農業専従者						
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
京都山城	9,830	5,673	4,157	9,468	5,549	3,919	8,370	4,922	3,448	4,391	3,985	406
南丹	2,990	1,703	1,287	4,750	2,774	1,976	1,716	1,020	696	2,020	1,701	319
中丹	8,410	4,483	3,927	6,015	3,419	2,596	5,785	3,178	2,607	2,699	2,191	508
丹後	4,208	2,419	1,789	3,989	2,380	1,609	3,062	1,858	1,204	1,840	1,645	195
府計	25,438	14,278	11,160	24,222	14,122	10,100	18,933	10,978	7,955	10,950	9,522	1,428

出典:2005年農業センサス

4 農作業の請負料金

(1) 個人農家の部分農作業受託料金

単位:円/10a

	府平均	地域別				
		山城	亀岡盆地	北桑・西船井	中丹	丹後
育苗 (種子代含む)	688	659	—	762	747	579
	811	854	—	—	797	685
耕起	10,785	11,438	—	9,833	11,250	9,940
代かき	10,403	11,871	—	8,767	12,375	7,750
耕起から代かきまで	23,303	26,360	—	15,250	25,375	17,613
機械田植え(苗代別)	11,588	14,330	13,000	9,000	9,200	8,706
コンバイン	24,063	25,920	32,500	20,000	21,000	23,550
防除	1,833	2,000	—	2,000	1,500	—
稲刈から乾燥・調製まで	41,870	45,305	44,000	30,000	38,863	39,585
乾燥・調製(60kg当たり)	2,220	2,427	2,000	2,100	2,034	2,086

(2) 生産組織等の部分農作業受託料金

単位:円/10a

	府平均	地域別				
		山城	亀岡盆地	北桑・西船井	中丹	丹後
育苗 (種子代含む)	695	687	750	793	754	543
	816	866	723	—	785	717
耕起	11,939	13,167	15,300	10,750	10,442	10,800
代かき	9,750	10,389	8,500	8,250	11,198	7,563
耕起から代かきまで	23,764	27,500	24,000	15,250	23,018	18,150
機械田植え(苗代別)	12,021	15,100	13,000	8,500	9,222	8,442
コンバイン	23,090	23,818	32,500	20,000	20,364	23,688
防除	2,893	2,800	—	3,000	3,070	—
稲刈から乾燥・調製まで	42,084	47,808	44,000	30,000	37,998	38,285
乾燥・調製(60kg当たり)	2,134	2,408	2,310	1,950	1,874	1,961

注1 平成17年農作業料金・農業労賃に関する調査(京都府農業会議・市町村農業委員会)の結果から抜粋

注2 地域別は右による(市町村名は平成19年3月現在)

山城	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
亀岡盆地	亀岡市、南丹市(園部町、八木町)
北桑・西船井	京都市(右京区京北町)、南丹市(美山町、日吉町)、京丹波町
中丹	綾部市、福知山市、舞鶴市
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

